資料提供

令和8年8月7日(金)
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室
担当者:室長　海老原
連絡先:029－301－3424

営業禁止処分の解除について

令和8年8月4日(火)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、竜ケ崎保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施　設　名		
施設所在地		取手市
営業者等氏名		
業　　種		飲食店営業
病因物質		カンピロバクター・ジェジュニ
原因食品		令和８年７月 25 日（土）に提供した食品 （ビーフジャーキー、ポテトフライ、シーザーサラダ、炙り鶏白レバー、だし巻き卵、マグロユッケ、チョコ盛り合わせ、オレンジジュース、ノンアルコール飲料、アルコール飲料）
患者数（摂食者数）		２名（　４名）
行政処分等を行った理由		食中毒の発生
適用条項		食品衛生法第６条第３号違反
行政処分等内容		食品衛生法に基づく営業の禁止処分
措置日	処　　分	令和８年８月４日（火）
	処分解除	令和８年８月７日（金）